

審 査 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：国外運転免許証の交付申請が、青森県警察本部交通部運転免許課長を経由して青森県公安委員会に対して行われた場合（弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場及びむつ自動車運転免許試験場に申請した場合を除く。）は当該申請の当日中、青森県警察本部交通部運転免許課長を経由して青森県公安委員会に対して行われた場合（弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場及びむつ自動車運転免許試験場に申請した場合に限る。）及び警察署長を経由して青森県公安委員会に対して行われた場合は14日間
申 請 先：青森県警察本部交通部運転免許課、弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場、むつ自動車運転免許試験場、五所川原警察署、十和田警察署及び三沢警察署
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 免許係（電話017-782-0081）又は申請先警察署
備 考：